

日本共産党の山本伸裕です。第 25 号、平成 30 年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について、および第 33 号、平成 30 年度熊本県育英熊資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論をおこないます。

決算委員会は第一に、予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。第二に、財産管理は十分であったか、第三に、執行体制に問題はなかったか、第四に、法令違反等はなかったか。こうした審査方針のもとで慎重に審査が行われたとの事であります。まず第一項目、予算の執行は、議決の趣旨に沿って合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたかという項目の中のカッコ 1、歳入は適正に確保されたかという点に関して委員長報告では、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平・公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に引き続き取り組むよう指摘した、とのことであります。これに関して、熊本地震被災者までも滞納を理由に熊本県が裁判を起こし、県民からの大きな批判を受けたことについては肝に銘じるべき一件ではなかったかと思えます。貸し付けた県育英資金の返済について、当初県教育委員会は、被災者であっても「例外は認めない」という対応をとっておられたわけであります。ところがこのことが県民からの批判を受けることとなり、結局熊本地震被災者については返済猶予の延長など、運用の見直しが行われました。私が強調したいのは、相手の実情を考慮せず、寄りそう事の出来ない機械的な対応では相手を追いつめることになるし、また徴収促進にもつながりません。中小企業高度化資金の債権放棄の問題では地域経済を疲弊させてはならない、労働者の生活を守らなければならないとの考慮のもとで方針が決定されたわけであります。債権放棄という手法そのものの評価については別にして、相手の実情に寄りそった対応が不可欠であるという事を指摘しておきたいと思えます。育英資金の返済滞納者を提訴するというやり方そのものについても見直しが必要であると考えます。

カッコ 2、歳出の執行に遺憾な点はなかったかという点についてであります。まず指摘したいのは立野ダムの直轄事業負担金であります。平成 30 年 8 月、同ダムの本体工事起工式が行われました。近年、想定を超えるような豪雨が各地で発生しているもとでダムの危険性が叫ばれており、ましてや県都熊本市を縦断する天井川である白川の上流に立野ダムを建設するという事は、今後数十年という長期間にわたり、豪雨発生時には洪水調節機能を失う可能性がある巨大なコンクリート構造物が上流に存在し続けるという、大変危険なリスクを抱え込むことになってしまいます。今日の気候変動、極端豪雨の頻発という状況をふまえるならば、今後の河川改修はダム前提の考え方から脱却し、堤防強化、川幅の拡幅、河床掘削、ソフト対策の強化、そしてたとえ越水したとしても決壊しない堤防の建設。こうした方向に転換すべきであります。

また、大蘇ダムを水源とする国営土地改良事業についてですが、ここまで事業が進められてきた以上、これからの農業振興にいかんしてつないでいくか、その可能性を見出そうと努力している県の努力は評価したいと思えますが、やはり当初の計画から 5・5 倍も総事業費が膨れ上がってしまったという状況は、当初の見通しに甘さがあつたのではないかと感じざるを得ません。もちろん国営事業でありますから国におおもとの責任があるわけではありますが、ただ事業費の増大については国に苦言を呈するとともに、熊本県や農家の負担増にならぬよう注視していく必要があるものと考えます。

次に、同和関連事業についての歳出の執行は適切ではありません。すでに国の同和対策事業は 2002 年 3 月に終結しており、それから 17 年が経過した今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到

達点にあります。にもかかわらず平成 30 年度の主要な施策の成果を見ると、人権教育・啓発に名を借りた同和問題に関する講演会、研修会などの事業が依然として継続されています。行き過ぎた同和対策は、それ自体が国民の内心を侵害し、何もなければ分け隔てなく生活できるはずの旧地区住民とそうでない者との間に新たな壁を持ち込み、部落問題についての自由な意見交換を逆に困難なものにし、部落問題の解決に逆行する結果をもたらします。人権教育、啓発に名を借りた同和事業というものは終結させるべきであります。

次に審査方針の 3、執行体制に問題はなかったか、審査方針の 4、法令違反等はなかったかという点に関して意見を申し上げます。

まず県職員、および学校教職員の不祥事が残念ながら平成 30 年度も、多く発生してしまっております。相次ぐ職員の不祥事は、県民の県行政、教育行政に対する信頼を損ねてしまうという点からも、軽視できない問題であります。研修マニュアルの改定などをはじめ、県や県教委が再発防止に一定の努力を図ってこられたことは承知しております。ただし警鐘乱打にとどまるだけでなく県職員、教職員の働き方改革の問題にまで踏み込んで検討する必要があるのではないのでしょうか。とりわけ教員の多忙化は深刻な社会問題となっております。正規の教職員の数を増やし、異常な長時間労働の是正をはかることや悩み事、ストレスなどを相談できる環境づくりなどをはじめとして、学校現場もそして県庁内もストレスをため込まず健康的に働き続けることのできる職場環境へと改善をはかれることを強く求めるものであります。

次に、県職員の採用問題では、平成 30 年、障がい者雇用者数の不適切な算出という事態も明らかになりました。県は蒲島知事ら関係者 2 3 人を文書訓告の処分とし、知事は記者会見で「法定雇用率の早期達成に努める」と謝罪されました。やはり決算認定に際しても、職場の差別解消や合理的配慮の徹底など、障がい者の働く環境を守る取り組みの先頭に県が引き続き立つよう、求めていくべきであろうと考えます。

以上、ここで取り上げた以外の点でも諸々ございますが、申し上げた事柄をぜひとも今後の県政運営に活かしていただくことを願ひまして討論を終わります。